

社団法人 全国通運連盟 定款

昭和 46 年 5 月	認可	官政第 774 号
昭和 49 年 8 月	一部変更認可	官政第 862 号
昭和 52 年 3 月	一部変更認可	官政第 281 号
平成 3 年 6 月	一部変更認可	運政第 374 号
平成 6 年 6 月	一部変更認可	運政第 367 号

社団法人 全国通運連盟

社 団 法 人 全 国 通 運 連 盟 定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、社団法人全国通運連盟という。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、事務所を東京都千代田区に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、鉄道に係る貨物運送取扱事業（以下「通運事業」という。）の健全な発達と経営の近代化に資し、もって社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 通運事業に関する指導及び諸対策の推進
- (2) 流通革新に即応する通運体制の総合的研究
- (3) 鉄道貨物輸送に対応する総合的な通運対策の研究
- (3)の 2 通運事業の集配業務に係る輸送の安全の確保に関する調査研究
- (4) 通運近代化に関する調査研究
- (5) 通運の諸制度に関する調査研究
- (6) 関係官庁への建議及び陳情並びに関係機関との連絡協調
- (7) 通運事業に関する統計の作成及び資料のしゅう集配布
- (8) 通運に関する普及、及び広報
- (9) 通運事業の近代化、合理化を図るための基金の造成及び運営
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別等)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員

- イ 地方運輸局毎に組織された地方通運業連盟
- ロ 上記地方通運業連盟が推せんする鉄道に係る貨物運送取扱事業者（以下「通運事業者」という。）

(2) 特別会員

理事会が推せんする者であつて、次に掲げるもの

- イ 通運事業者の団体（(1)に掲げる団体を除く）
- ロ 通運計算事業者
- ハ 学識経験者

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、総会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費の納入等)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納めなければならない。

- 2 会員は、総会において本会の運営上特に必要と認められた臨時会員の醸出を議決したとき、これを納めなければならない。
- 3 特別会員の入会金及び会費は、免除することができる。
- 4 既納の入会金及び会費は、返還しないものとする。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の1に該当するときは、その資格を失なう。

(1) 退会したとき

(2) 除名されたとき

(3) 本会が解散したとき

(退 会)

第9条 会員が、退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が、次の各号の1に該当するときは、総会の議決によって除名することができる。

(1) 本会の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき

(2) 定款又は総会の議決を無視する行為があったとき

(3) 著るしく、会費を滞納したとき

(権利の喪失)

第11条 退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、すでに納付した会費その他本会の資産に対して、何等の請求をすることができない。

第3章 役 員

(役 員)

第12条 本会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 3名以内

(3) 理事長 1名

(4) 専務理事 1名

(5) 常任理事 6名

(6) 理 事 32名以内(会長、副会長、理事長、専務理事及び常任理事を含む。)

(7) 監 事 2名

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会において、会員のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、会員以外から理事4名以内を選任することができる。

2 会長、副会長、理事長、専務理事及び常任理事は理事の互選とする。

(役員職務)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を行なう。

3 理事長は、会長及び副会長を補佐して会務を執行する。会長及び副会長とともに事故があるときは、会長の職務を代行する。

4 専務理事は、理事長を補佐し、会務を執行し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 常任理事は、常任理事会を組織して、会務を執行する。

6 理事は、理事会を組織して、会務を執行する。

7 監事は、民法第59条に定める職務を行なう。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により、就任した役員任期は、前任者の残存期間とする。

3 役員は、任期終了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行なうものとする。

(役員解任)

第16条 役員が、次の各号に該当するときは、総会において、その役員を解

任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員 の 報酬)

第 17 条 役員は、すべて名誉職とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 常勤の役員の報酬は、理事会の議決を得て、会長が定める。

(顧問、相談役及び参与)

第 18 条 本会に、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2 顧問、相談役及び参与は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、意見を述べ又は会議に出席して意見を述べるすることができる。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 19 条 会議は総会、理事会及び常任理事会とする。

2 会議は、会長が招集する。

3 総会、理事会及び常任理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(総 会)

第 20 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後 3 か月内に招集する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき招集する。

4 会長は、総会員の 3 分の 1 以上から又は監事から会議の目的である事項を示して、臨時総会の請求があったときは、その請求のあった日から 30 日以

内に招集しなければならない。

(総会の招集)

第 2 1 条 総会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の 7 日前迄に会員に通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第 2 2 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他の重要事項

(総会の定足数等)

第 2 3 条 会員は、それぞれ 1 個の議決権を有する。

2 総会は、総会員の 3 分の 2 の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

3 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 2 4 条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し又は他の出席会員に議決権の行使を委任することができる。この場合には、その会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第 1 0 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席会員 2 名以上がこれに署名押印するものとする。

- (1) 会議の目的である事項、日時及び場所
- (2) 会員数及び出席者数

(3) 議事の経過の概要及びその結果

3 前項の議事録は、事務所に備え付けて、置かなければならない。

(理事会)

第 2 6 条 理事会は、理事をもって構成し、会長が必要と認めたととき招集する。

(理事会の議決事項)

第 2 7 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 会務の執行に関する事項
- (2) 総会に提出する議案
- (3) 総会によって委任された事項
- (4) 総会を開くいとまがない場合における緊急事項
- (5) その他の重要事項

2 前項第 4 号の議決事項は、次の総会において承認を得なければならない。

(常任理事会)

第 2 8 条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、専務理事及び常任理事をもって構成し、会長が必要と認めたととき招集する。

(常任理事会の議決事項)

第 2 9 条 常任理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を協議し、又は議決する。

- (1) 会務の執行に関する事項
- (2) 総会及び理事会によって委任された事項
- (3) 理事会を開くいとまのない場合における緊急事項
- (4) 理事会に提出する議案
- (5) その他会長が必要と認めたと事項

2 前項第 3 号の議決事項は、次の理事会において承認を得なければならない。

(規定の準用)

第30条 第23条から第25条までの規定は、理事会及び常任理事会に準用する。

第5章 専門委員会

(専門委員会)

第31条 会長は、本会の事業の円滑なる運営をはかるため、必要と認めるときは、理事会の議決を得て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第6章 事務局

(事務局)

第32条 本会に、事務局を置く。

2 事務局に関する規程は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第7章 資金及び会計

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(資産の構成)

第34条 本会の資産は、会費、入会金及びその他の収入から成るものとする。

(資産の管理)

第35条 本会の資産は会長が管理し、その管理方法は理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(近代化基金)

第35条の2 運輸事業振興助成交付金に係る受託金は、通運事業近代化基金(以下「基金」という。)として運用する。

(基金の管理)

第 3 5 条の 3 基金は、次のいずれかの方法により会長が管理する。

- (1) 国債証券、地方債証券、政府保証債証券又は金融証券の保有
- (2) 信託業務を行う銀行への金銭信託又は金融機関への預託

(基金の運用)

第 3 5 条の 4 基金は、通運事業の近代化、合理化を図るための資金として運用するものとする。

(区分経理)

第 3 5 条の 5 本会は、基金に係る会計については、経理を区分して整理するものとする。

(経費の支弁等)

第 3 6 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

- 2 毎事業年度の決算において剰余金又は欠損金を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(会計書類等)

第 3 7 条 会長は、毎事業年度の終了とともに、次の書類を作成し、通常総会開催の 1 0 日前迄に監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支に関する決算書類
- (3) 財産目録

- 2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

- 3 会長は、前項の書類及び報告書について総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けて置かなければならない。

(事業計画等の承認)

第37条の2 本会は、毎事業年度、基金に係る事業計画及び資金計画を作成し、遅滞なく運輸大臣の承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

第8章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会において出席会員の3分の2以上の議決を得、かつ、運輸大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第39条 本会は総会において出席会員の3分の2以上の議決を得なければ、解散することができない。

(残余財産の処分)

第40条 本会の解散に伴う残余財産の処分は、総会において出席会員の3分の2以上の議決を得、かつ、運輸大臣の許可を受けて、本会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

第9章 雑 則

(細 則)

第41条 この定款に定めるもののほか、本会の事業運営上必要な細則は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

1. 本会の設立により、全国通運連盟の一切の資産は、本会が承継する。
2. 本会設立当初の総会は、設立総会をもってこれに代えるものとする。
3. 本会設立当初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、設立の日に始

まり、昭和47年3月31日に終るものとする。

4. 本会設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず、設立総会において選任されたものとする。
5. 本会設立当初の役員の任期は、第15条の規定にかかわらず、設立後最初の総会までとする。